

## 平成26年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 平成26年10月31日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第4 議案第48号 門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定  
管理者の指定の申出について
- 日程第5 議案第49号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部  
改正について
- 日程第6 議案第50号 門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の制定  
について
- 日程第7 議案第51号 門真市教育・保育施設等の利用に関する規則の制定につい  
て
- 日程第8 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

### 事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎

生涯学習部次長	山田 益夫
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧菌 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部こども政策課参事	森 房子
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	森田 邦裕
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)

説明者 西岡教育総務課長

門真市教育委員会事務局人事につきましては、教育委員会議の議決を得た上ですべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、

ご承認をお願いいたしますものであります。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第 4

議案第48号 門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場の指定管理者の指定の申出について

説明者 丹路スポーツ振興課長

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者制度を導入することによって、民間のノウハウによる住民サービスの向上及び経費の縮減等を図ることを目的として、当該施設も18年度より指定管理者制度を導入いたしております。

今回、現行の指定管理者の指定期間が27年3月31日をもって、満了することに伴い、新たに指定管理者を選定するあたり、市の広報紙並びにホームページ等により公募を実施したところ、10団体が現地説明会に参加され、その10団体より指定管理者指定申請の提出がありました。

そこで、指定管理者を選定するため、学識経験を有する者2名、専門的な知識を有する者2名、行政職員1名の計5名によりまず選定委員会を設置し、26年8月27日に第1回選定委員会を第一次審査として開催され、手続条例第4条におけます選定基準により、書類審査の結果、得点の高い上位3団体が二次審査に進むこととなりました。

二次審査として、26年9月11日に開催され第2回選定委員会は、一時審査上位3団体によりまずプレゼンテーションを行い、各委員から質疑応答を行いました。

第一次審査及び第二次審査結果を集計し、市民サービスの向上、経営基盤、経費縮減等の提案内容及び指定管理料を含めた総合的な評価を行い、最も優秀な候補者として、奥アンツーカ株式会社、東大阪市長田東三丁目2番7号、代表取締役奥洋彦が、指定管理者の候補者として選定されました。

なお、指定管理料につきましては、各年度400万円となっており5年間で合計2,000万円となります。

以上のことから、「門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場」の指定管理者候補者として、奥アンツーカ株式会社を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会に議決を求めるにあたり、本委員会に申し出るものでございます。

なお、指定の期間につきましては、27年4月1日から32年3月31日までの5年間でございます。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第5

議案第49号 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

説明者 満永学校教育部総括参事

議案書10ページをお願いします。

今回の一部改正につきましては、26年11月22日に大字三ツ島の一部において住居表示が実施されることに伴い、二島小学校及び砂子小学校の通学区域を、11ページの表にありますとおり、改正する必要があります。したがって、門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を変更するものであります。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第6

議案第50号 門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の制定について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書12ページをご覧ください。本規則は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、新制度における保育の必要性の認定基準の運用に関する手続きを定める規則の制定を行うものでございます。

次に、規則の主な内容であります。議案書13ページ以下をご覧ください。

第1条は本規則の趣旨について規定しております。第2条は保

育必要量の区分について規定しております。第3条は支給認定の申請について規定しております。第4条は支給認定書の交付等について、第5条は支給認定書の再交付について、第6条におきましては、この規則に定めるもののほか、支給認定に関し必要な事項は、教育長が別に定めることを規定いたしております。

なお、附則といたしまして、この規則の施行日は子ども・子育て支援法の施行の日としております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

### 議案第51号 門真市教育・保育施設等の利用に関する規則の制定 について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書18ページをご覧ください。本規則は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、新制度における門真市教育・保育施設等の利用に関する手続きを定める規則の制定を行うものでございます。

次に、規則の主な内容であります。議案書19ページ以下をご覧ください。

第1条は本規則の趣旨について規定しております。第2条は用語の定義について規定しております。第3条は施設等の利用の申し込みについて規定しております。第4条は保育優先利用の基準について第5条は施設等の利用の調整等について、第6条は保育所の利用の決定等について、第7条は保護者の届出義務について第8条は保育所の利用の解除等について、第9条おきましては、この規則に定めるもののほか、施設等の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定めることを規定いたしております。

なお、附則第1項といたしまして、この規則の施行日は子ども・子育て支援法の施行の日としております。

また、附則第2項におきましては、本規則の施行に伴い、門真市保育の実施に関する条例施行規則を廃止することとしております。

附則第3項におきましては、施設等の利用の承諾等の準備行為は、この規則の施行前に行うことができることとしております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第 8

### 諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 東大阪大学及び東大阪大学短期大学部との連携協力に関する協定の締結について

説明者 西岡教育総務課長

諸報告資料 1 ページをご覧ください。

26年10月 7 日に東大阪大学及び東大阪大学短期大学部と門真市教育委員会とで連携協力に関する協定を締結いたしましたので、ご報告させていただきます。

本市での大学連携の実績といたしましては、20年 7 月の教育委員会と関西外国語大学との連携をはじめ、公民協働事業を推進する目的で、24年 9 月には門真市として、学校法人大阪国際学園と、25年 2 月には学校法人常翔学園摂南大学、同年 3 月に大阪大谷大学、同年 8 月に大阪総合保育大学、26年 2 月に門真市として大阪樟蔭女子大学とそれぞれ連携協定を締結しております。

今回の東大阪大学及び東大阪大学短期大学部との連携協定につきましては、教育分野での連携が中心となることから、教育委員会単独での連携協定となっております。

大学連携の効果であります。教育委員会にとりましては「まなびやキッズ」や「かどま土曜自学自習室サタスタ」をはじめとするさまざまな事業等へ参加いただく学生ボランティアの確保をはじめ、教育委員会が主催する様々な催しへの参加が図られ、学生の力を活用できるものと期待しております。

また、大学側にとりましても、教育実習やインターンシップの受け入れなどにより、学生に社会経験の場を提供することにより、教育現場や保育現場のニーズに応えることのできる教員や保育士等の養成につながり、双方にとって有益な連携協定であると考えております。

なお、協定書につきましては2ページ及び3ページのとおりとなっております。

番号2 門真市立学校教職員人事基本方針及び平成27年度門真市立学校教職員人事取扱要領について

説明者 成田学校教育課参事

資料4ページをご覧ください。

門真市立学校教職員人事方針につきましては、変更はございません。

27年度門真市立学校教職員人事取扱要領についてですが、年度変更及び異動対象者の年限の変更を行っております。

理由といたしましては、本市ではこの間、教職員の大量退職に伴い、欠員状況が続いておりましたが、今後は児童生徒数の減少に伴い、過員が生じる可能性が高まるものと見込まれることから、事務局といたしましては、児童生徒数の推計をもとに、必要な教職員数を中長期的に把握するとともに、市内異動についてもより柔軟な人事配置を可能とすることを目的として、今般、人事取扱要領の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、1教職員の人事についての(3)異動及び配置換えの推進②の異動対象について、これまで「現任校に3年以上勤務する者を対象とし、現任校における勤務年数8年(新規採用者については6年)を最終とする」、としていたものを、「新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし」「新規採用者以外で現任校に6年以上勤務するものについては、8年を上限とする」と変更しております。

このことにより、新規採用の者は4年後から異動の対象となり、6年目には必ず異動となります。新規採用後2校目以上の者は、6年後から異動の対象となり、8年目には必ず異動することになります。

そして、大阪府公立学校教職員人事基本方針について、26年9月17日に通知がありました。これにつきましては、変更はございません。

番号3 門真市立公民館運営審議会への諮問について  
説明者 牧藺生涯学習課長

門真市立公民館及び門真市立文化会館につきましては、これまで直営による管理や事業を行い、市民の皆さんの社会教育活動を推進してまいりました。しかしながら、近年は利用者数などが減少する傾向にあり、生涯学習推進基本計画に定めた基本目標を達成するためには施設の活性化及び施設間の連携が不可欠だと考えております。

また、先日開催された決算特別委員会においても、市民プラザがパートナーシッププランを活用するなどして活性化している状況も踏まえ、民間活力を生かすことや生涯学習施設全体が総合的に活性化するよう、検討を進めてほしいという要望がありました。

そこで、社会教育法第29条第2項「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」という規定に基づき、各種の事業の企画実施を充実させるため民間活力の活用を図ることについて、11月13日に開催される平成26年度第2回公民館運営審議会において公民館長より、門真市立公民館及び門真市立文化会館における民間活力の活用について、諮問することを報告いたします。

番号4 平成27年度門真市立幼稚園児の再募集について  
説明者 森田保育幼稚園課長

諸報告資料の9ページをご覧ください。

27年度門真市立幼稚園児の募集につきましては、26年10月1日から10月6日まで行いました。

10月20日現在の募集人数の詳細について説明いたします。11ページをご覧ください。南幼稚園4歳児につきましては、定員60人のところ入園予定者が16人であり、残る募集枠が44人ありますことから約40人程度として再募集いたします。5歳児につきましては、定員70人のところ4歳児在園数23人、新たな入園予定者が4人であり、残る募集枠が43人ありますことから約40人程度として再募集いたします。大和田幼稚園4歳児につきましては、定員60人のところ入園予定者が34人であり、残る募集枠が26人であ



りますことから約20人程度として再募集いたします。5歳児につきましては、定員70人のところ、在園数32人、新たな入園予定者が1人であり、残る募集枠が37人であることから約30人程度として再募集いたします。

9ページにお戻りください。

願書受付は、11月4日より随時、入園を希望する市立幼稚園にて願書の受け付けを予定しております。

なお、これまで門真市立幼稚園児の募集につきましては、募集ポスター、広報、ホームページにより啓発してまいりましたが、今回再度市立幼稚園・小学校・中学校、並びに各教育委員会関係機関でのポスター掲示、「広報かどま」11月号及びホームページに掲載し、市民の皆様にお知らせする予定でございます。

—すべての報告が終了—

長澤委員長

閉会宣言 午後2時26分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均